

令和5年8月吉日

お客さま 各位

デビットカード取引規定の改正について

平素は、紀北信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。さて、当金庫では、地方公共団体（地方公営企業を含む）が決済代行機関（決済情報処理センター等）を介して間接的に J-Debit※1 加盟店になることが可能となったこと、また9月より、当金庫が「Bank Pay※2」への参加をすることから、「デビットカード取引規定」を改正いたします。

なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

【改正する規程】 デビットカード取引規定

【改正日】 令和5年9月1日

【主な改正内容】 第3章 公金収納 の追加 詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご覧ください。

※1 J-Debit とは、日本電子決済推進機構が日本で行う国内統一のデビットカード事業の名称です。

※2 Bank Pay とは、日本電子決済推進機構が提供するスマートフォン決済サービスです。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください

デビットカード取引規定 新旧対照表

※ 改定部分のみ抜粋

新	旧
デビットカード取引規定	デビットカード取引規定
<p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p><u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）</u> <u>に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）</u> <u>を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は</u> <u>複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公</u> <u>的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約</u> <u>に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払</u> <u>いのを行う</u>ために、カードを提示した場合は、<u>第1号においては規約所定の加盟機関</u> <u>銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が</u>当該公的債務を支払うものとし ます。この場合、<u>利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額（第2号にお</u> <u>いては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額）</u>を 支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務 を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落し を含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」とい います。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p><u>(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であ</u></p>	<p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）<u>を承認のう</u> <u>え、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機</u> <u>関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約</u> <u>を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟</u> <u>機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払い</u>のために、カードを 提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。 この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債 務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総 合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引 （以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定に より取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公 的加盟機関で利用できない場合があります。</p>

新	旧
<p><u>る一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。</u>但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p><u>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>直接加盟店</u>」を「<u>決済代行機関</u>」と、「<u>加盟店銀行</u>」を「<u>加盟機関銀行</u>」と、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>補償債務</u>」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p>	<p>2. (準用規定等)</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>売買取引債務</u>」を「<u>補償債務</u>」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p>

以 上